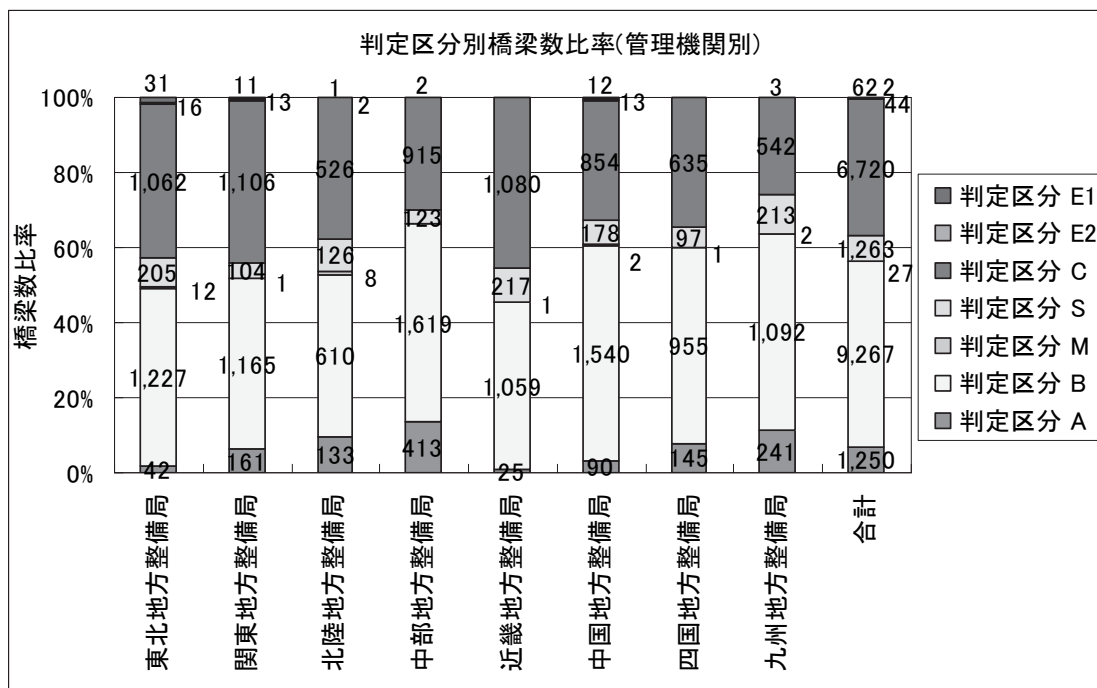


2. どのような状態のストックを抱えているか

(1) 橋梁の対策区分の判定区分

① 橋梁の対策区分の判定区分比率（地方整備局別）



出典：橋梁管理カルテ（H20.4時点）

(注) 1. 北海道開発局、沖縄総合事務局が管理する橋梁を除く橋長 2m以上の直轄橋梁のうち、「橋梁定期点検要領(案)」(平成 16 年 3 月、道路局国道・防災課)または、「橋梁点検要領(案)」(昭和 63 年 7 月、土木研究所)による定期点検済みの橋梁を対象。

2. 橋梁内の判定区分のうち、下表の最も上の判定のものを当該橋梁の判定区分として集計。

対策判定区分	判定の内容
E1	橋梁構造の安全性の観点から、緊急対応の必要がある。
E2	その他、緊急対応の必要がある。
C	速やかに補修等を行う必要がある。
S	詳細調査の必要がある。
M	維持工事に対応する必要がある。
B	状況に応じて補修を行う必要がある。
A	補修を行う必要がない。

3. 上下線が分離している橋梁は、上り線、下り線でそれぞれ 1 橋として集計。

◆ 国総研資料第 488 号からの推移

橋梁管理カルテ	判定区分							合計
	A	B	M	S	C	E2	E1	
H19.4現在	1,375	7,380	25	924	5,329	35	59	15,127
	9.1%	48.8%	0.2%	6.1%	35.2%	0.2%	0.4%	100.0%
H20.4現在	1250	9267	27	1263	6720	44	62	18,633
	6.7%	49.7%	0.1%	6.8%	36.1%	0.2%	0.3%	100.0%
差	-125	1,887	2	339	1,391	9	3	3,506
	-2.4%	0.9%	0.0%	0.7%	0.8%	0.0%	-0.1%	—

- ・ 点検の進展に伴い、3,506 橋が新たに追加。
- ・ 最新点検が行われた橋梁は、最新点検の結果に更新。
- ・ これらの結果、全体的な判定区分比率に大きな変化は認められない。
- ・ ただし、A 判定橋梁の減少が、注目される。

判定区分別橋梁数比率(管理機関別)

(箇所)

管理機関別	判定区分							
	A	B	M	S	C	E2	E1	合計
東北地方整備局	42	1,227	12	205	1,062	16	31	2,595
関東地方整備局	161	1,165	1	104	1,106	13	11	2,561
北陸地方整備局	133	610	8	126	526	2	1	1,406
中部地方整備局	413	1,619		123	915		2	3,072
近畿地方整備局	25	1,059	1	217	1,080			2,382
中国地方整備局	90	1,540	2	178	854	13	12	2,689
四国地方整備局	145	955	1	97	635		2	1,835
九州地方整備局	241	1,092	2	213	542		3	2,093
合計	1,250	9,267	27	1,263	6,720	44	62	18,633

出典：橋梁管理カルテ（H20.4時点）

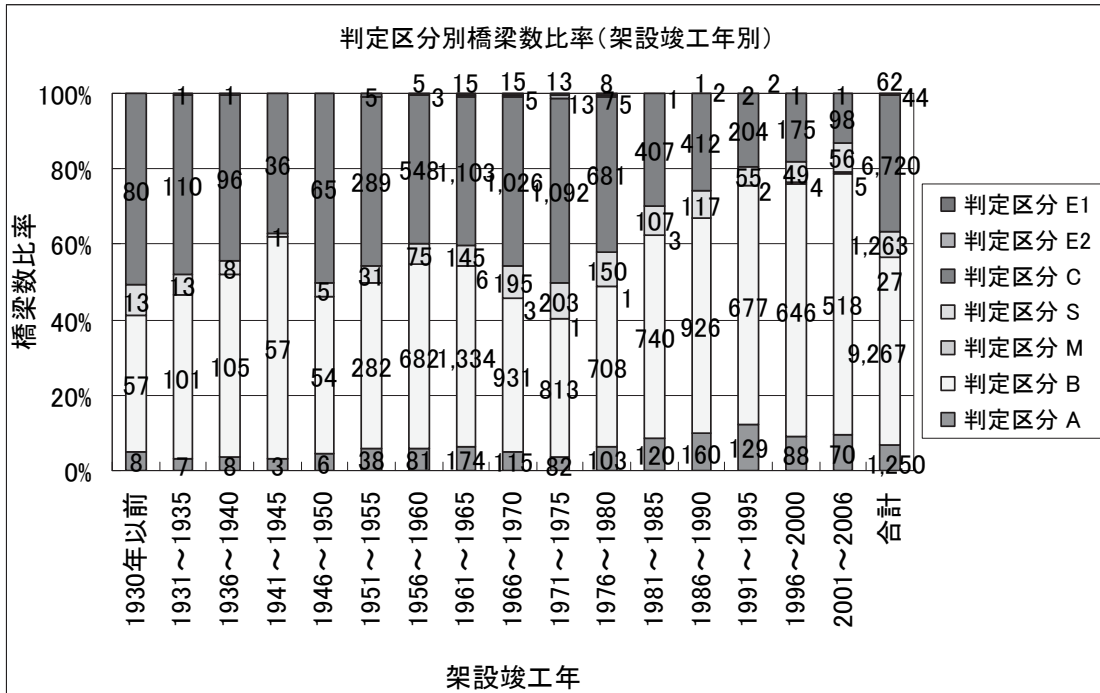
(注) 1. 北海道開発局、沖縄総合事務局が管理する橋梁を除く橋長 2m以上の直轄橋梁のうち、「橋梁定期点検要領(案)」(平成 16 年 3 月、道路局国道・防災課)または、「橋梁点検要領(案)」(昭和 63 年 7 月、土木研究所)による定期点検済みの橋梁を対象。

2. 橋梁内の判定区分のうち、下表の最も上の判定のものを当該橋梁の判定区分として集計。

対策判定区分	判定の内容
E1	橋梁構造の安全性の観点から、緊急対応の必要がある。
E2	その他、緊急対応の必要がある。
C	速やかに補修等を行う必要がある。
S	詳細調査の必要がある。
M	維持工事に対応する必要がある。
B	状況に応じて補修を行う必要がある。
A	補修を行う必要がない。

3. 上下線が分離している橋梁は、上り線、下り線でそれぞれ 1 橋として集計。

② 橋梁の対策区分の判定区分比率（架設竣工年別）



出典：橋梁管理カルテ（H20.4時点）

(注) 1. 北海道開発局、沖縄総合事務局が管理する橋梁を除く橋長 2m以上の直轄橋梁のうち、「橋梁定期点検要領(案)」(平成 16 年 3 月、道路局国道・防災課)または、「橋梁点検要領(案)」(昭和 63 年 7 月、土木研究所)による定期点検済みの橋梁を対象。

2. 橋梁内の判定区分のうち、下表の最も上の判定のものを当該橋梁の判定区分として集計。

対策判定区分	判定の内容
E1	橋梁構造の安全性の観点から、緊急対応の必要がある。
E2	その他、緊急対応の必要がある。
C	速やかに補修等を行う必要がある。
S	詳細調査の必要がある。
M	維持工事に対応する必要がある。
B	状況に応じて補修を行う必要がある。
A	補修を行う必要がない。

3. 上下線が分離している橋梁は、上り線、下り線でそれぞれ 1 橋として集計。

判定区分別橋梁数比率(架設竣工年別)

(箇所)

架設竣工年	判定区分							合計
	A	B	M	S	C	E2	E1	
1930年以前	8	57		13	80			158
1931～1935	7	101		13	110		1	232
1936～1940	8	105		8	96	1		218
1941～1945	3	57		1	36			97
1946～1950	6	54		5	65			130
1951～1955	38	282		31	289		5	645
1956～1960	81	682		75	548	3	5	1,394
1961～1965	174	1,334	6	145	1,103	7	15	2,784
1966～1970	115	931	3	195	1,026	5	15	2,290
1971～1975	82	813	1	203	1,092	13	13	2,217
1976～1980	103	708	1	150	681	8	5	1,656
1981～1985	120	740	3	107	407	1	2	1,380
1986～1990	160	926		117	412	2	1	1,618
1991～1995	129	677	2	55	204	2		1,069
1996～2000	88	646	4	49	175	1		963
2001～2006	70	518	5	56	98	1		748
不明	58	636	2	40	298			1,034
合計	1,250	9,267	27	1,263	6,720	44	62	18,633

出典：橋梁管理カルテ（H20.4時点）

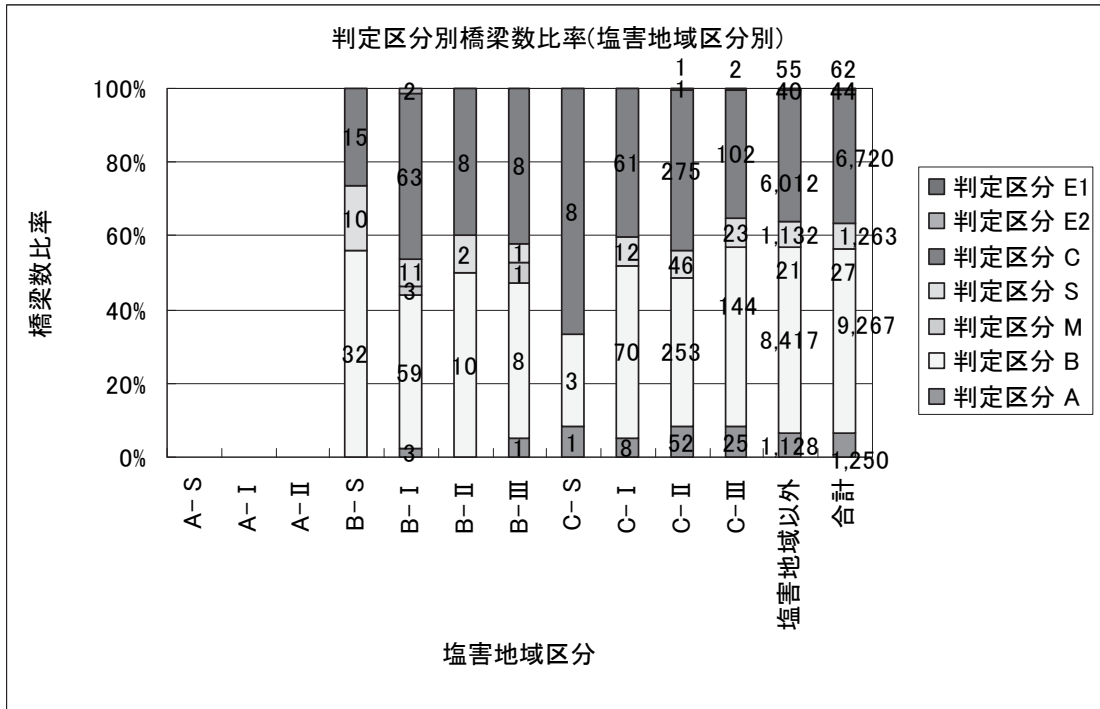
(注) 1. 北海道開発局、沖縄総合事務局が管理する橋梁を除く橋長 2m以上の直轄橋梁のうち、「橋梁定期点検要領(案)」(平成 16 年 3 月、道路局国道・防災課)または、「橋梁点検要領(案)」(昭和 63 年 7 月、土木研究所)による定期点検済みの橋梁を対象。

2. 橋梁内の判定区分のうち、下表の最も上の判定のものを当該橋梁の判定区分として集計。

対策判定区分	判定の内容
E1	橋梁構造の安全性の観点から、緊急対応の必要がある。
E2	その他、緊急対応の必要がある。
C	速やかに補修等を行う必要がある。
S	詳細調査の必要がある。
M	維持工事に対応する必要がある。
B	状況に応じて補修を行う必要がある。
A	補修を行う必要がない。

3. 上下線が分離している橋梁は、上り線、下り線でそれぞれ 1 橋として集計。

③ 橋梁の対策区分の判定区分比率（塩害地域区分別）



出典：橋梁管理カルテ（H20.4時点）

(注) 1. 北海道開発局、沖縄総合事務局が管理する橋梁を除く橋長 2m以上の直轄橋梁のうち、「橋梁定期点検要領(案)」(平成 16 年 3 月、道路局国道・防災課)又は「橋梁点検要領(案)」(昭和 63 年 7 月、土木研究所)による定期点検済みの橋梁を対象。

2. 橋梁内の判定区分のうち、下表の最も上の判定のものを当該橋梁の判定区分として集計。

対策判定区分	判定の内容
E1	橋梁構造の安全性の観点から、緊急対応の必要がある。
E2	その他、緊急対応の必要がある。
C	速やかに補修等を行う必要がある。
S	詳細調査の必要がある。
M	維持工事に対応する必要がある。
B	状況に応じて補修を行う必要がある。
A	補修を行う必要がない。

3. 上下線が分離している橋梁は、上り線、下り線でそれぞれ 1 橋として集計。

4. 塩害地域区分、塩害対策区分は下表に示す区分で集計（道路橋示方書（Ⅲコンクリート橋編）より）。

塩害地域区分および塩害対策区分

地域区分	地域	海岸線からの距離	対策区分
A	沖縄県	海上部及び海岸線から100mまで	S
		100mをこえて300mまで	I
		上記以外の範囲	II
B	下表に示す地域	海上部及び海岸線から100mまで	S
		100mをこえて300mまで	I
		300mをこえて500mまで	II
		500mをこえて700mまで	III
C	上記以外の地域	海上部及び海岸線から20mまで	S
		20mをこえて50mまで	I
		50mをこえて100mまで	II
		100mをこえて200mまで	III

北海道のうち、宗谷支庁の礼文町・利尻富士町・利尻町・稚内市・猿払村・豊富町、留萌支庁、石狩支庁、後志支庁、檜山支庁、渡島支庁の松前町
 青森県のうち、蟹田町、今別町、平館村、三厩村（東津軽郡）、北津軽郡、西津軽郡、大間町、佐井村、鵜野沢村（下北郡）
 秋田県、山形県、新潟県、富山県、石川県、福井県

判定区分別橋梁数比率(塩害地域区分別)

(箇所)

塩害地域区分	判定区分							
	A	B	M	S	C	E2	E1	合計
A-S	0	0	0	0	0	0	0	0
A-I	0	0	0	0	0	0	0	0
A-II	0	0	0	0	0	0	0	0
B-S	0	32	0	10	15	0	0	57
B-I	3	59	3	11	63	2	0	141
B-II	0	10	0	2	8	0	0	20
B-III	1	8	1	1	8	0	0	19
C-S	1	3	0	0	8	0	0	12
C-I	8	70	0	12	61	0	0	151
C-II	52	253	0	46	275	1	1	628
C-III	25	144	0	23	102	0	2	296
塩害地域以外	1,128	8,417	21	1,132	6,012	40	55	16,805
不明	32	271	2	26	168	1	4	504
合計	1,250	9,267	27	1,263	6,720	44	62	18,633

出典：橋梁管理カルテ（H20.4時点）

(注) 1. 北海道開発局、沖縄総合事務局が管理する橋梁を除く橋長 2m以上の直轄橋梁のうち、「橋梁定期点検要領(案)」(平成 16 年 3 月、道路局国道・防災課)または、「橋梁点検要領(案)」(昭和 63 年 7 月、土木研究所)による定期点検済みの橋梁を対象。

2. 橋梁内の判定区分のうち、下表の最も上の判定のものを当該橋梁の判定区分として集計。

対策判定区分	判定の内容
E1	橋梁構造の安全性の観点から、緊急対応の必要がある。
E2	その他、緊急対応の必要がある。
C	速やかに補修等を行う必要がある。
S	詳細調査の必要がある。
M	維持工事に対応する必要がある。
B	状況に応じて補修を行う必要がある。
A	補修を行う必要がない。

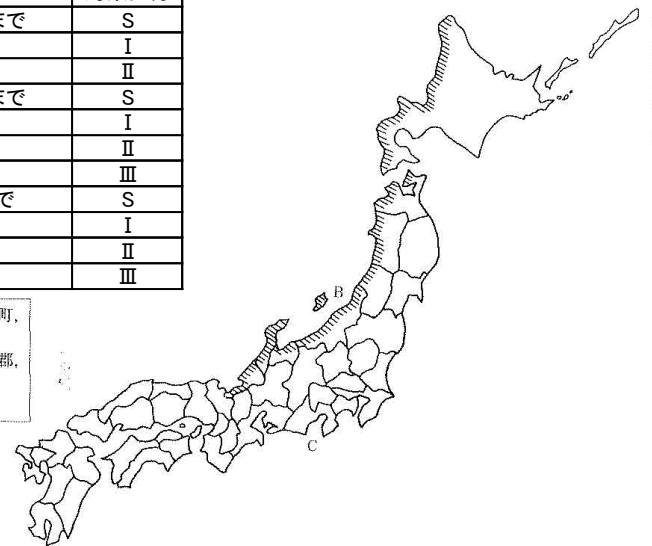
3. 上下線が分離している橋梁は、上り線、下り線でそれぞれ 1 橋として集計。

4. 塩害地域区分、塩害対策区分は下表に示す区分で集計(道路橋示方書(Ⅲコンクリート橋編)より)。

塩害地域区分および塩害対策区分

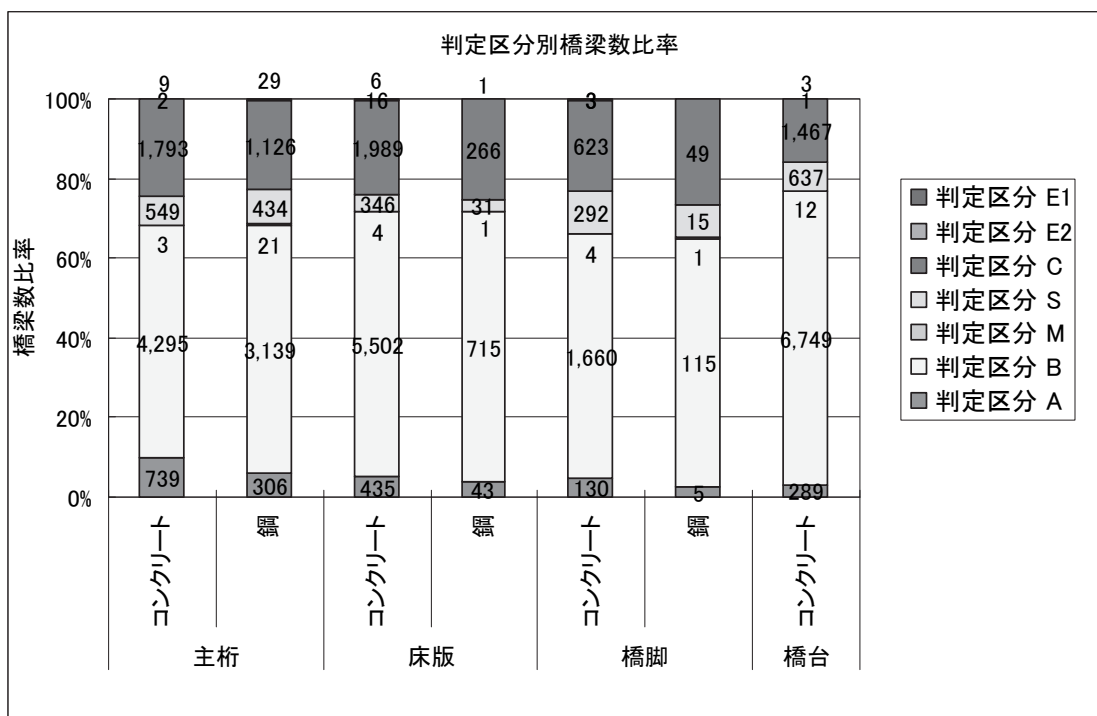
地域区分	地域	海岸線からの距離	対策区分
A	沖縄県	海上部及び海岸線から100mまで	S
		100mをこえて300mまで	I
		上記以外の範囲	II
B	下表に示す地域	海上部及び海岸線から100mまで	S
		100mをこえて300mまで	I
		300mをこえて500mまで	II
		500mをこえて700mまで	III
C	上記以外の地域	海上部及び海岸線から20mまで	S
		20mをこえて50mまで	I
		50mをこえて100mまで	II
		100mをこえて200mまで	III

北海道のうち、宗谷支庁の礼文町・利尻富士町・利尻町・稚内市・猿払村・豊富町、留萌支庁、石狩支庁、後志支庁、檜山支庁、渡島支庁の松前町
 青森県のうち、蟹田町、今別町、平館村、三厩村(東津軽郡)、北津軽郡、西津軽郡、大間町、佐井村、脇野沢村(下北郡)
 秋田県、山形県、新潟県、富山県、石川県、福井県



凡例
 地域区分 A
 地域区分 B
 地域区分 C (上記地域を除く)
 (海岸線付近)

④ 橋梁の対策区分の判定区分比率（部材別）



出典：橋梁管理カルテ（H20.4時点）

(注) 1. 北海道開発局、沖縄総合事務局が管理する橋梁を除く橋長 2m以上の直轄橋梁のうち、「橋梁定期点検要領(案)」(平成 16 年 3 月、道路局国道・防災課)または、「橋梁点検要領(案)」(昭和 63 年 7 月、土木研究所)による定期点検済みの橋梁を対象。

2. 部材内の判定区分のうち、下表の最も上の判定のものを当該橋梁の判定区分として集計。

橋脚は、柱部・壁部、梁部、隅角部・接合部の判定区分のうち、最も悪い判定のものを、橋台は胸壁、豎壁、翼壁の判定区分のうち、最も悪い判定のものを当該部材の判定区分とした。

対策判定区分	判定の内容
E1	橋梁構造の安全性の観点から、緊急対応の必要がある。
E2	その他、緊急対応の必要がある。
C	速やかに補修等を行う必要がある。
S	詳細調査の必要がある。
M	維持工事に対応する必要がある。
B	状況に応じて補修を行う必要がある。
A	補修を行う必要がない。

3. 上下線が分離している橋梁は、上り線、下り線でそれぞれ 1 橋として集計した。

対策判定区分別橋梁数比率(部材別)

(箇所)

部位	材料	対策判定区分							合計
		A	B	M	S	C	E2	E1	
主桁	コンクリート	739	4,295	3	549	1,793	2	9	7,390
	鋼	306	3,139	21	434	1,126		29	5,055
床版	コンクリート	435	5,502	4	346	1,989	16	6	8,298
	鋼	43	715	1	31	266		1	1,057
橋脚	コンクリート	130	1,660	4	292	623	3	3	2,715
	鋼	5	115	1	15	49			185
橋台	コンクリート	289	6,749	12	637	1,467	1	3	9,158

出典：橋梁管理カルテ（H20.4時点）

(注) 1. 北海道開発局、沖縄総合事務局が管理する橋梁を除く橋長 2m以上の直轄橋梁のうち、「橋梁定期点検要領(案)」(平成 16 年 3 月、道路局国道・防災課)または、「橋梁点検要領(案)」(昭和 63 年 7 月、土木研究所)による定期点検済みの橋梁を対象。

2. 部材内の判定区分のうち、下表の最も上の判定のものを当該橋梁の判定区分として集計。

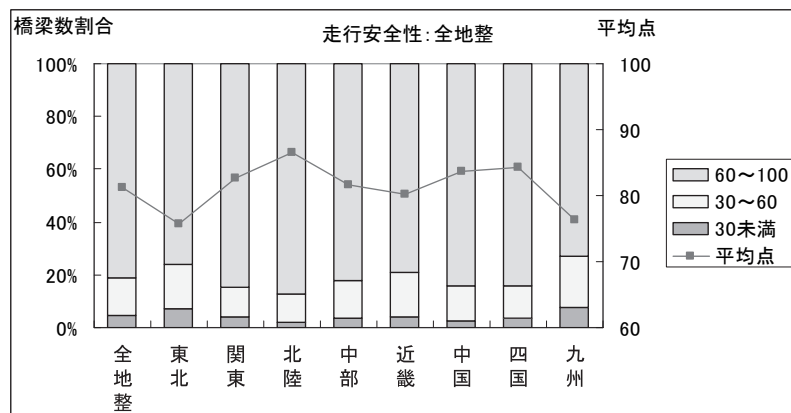
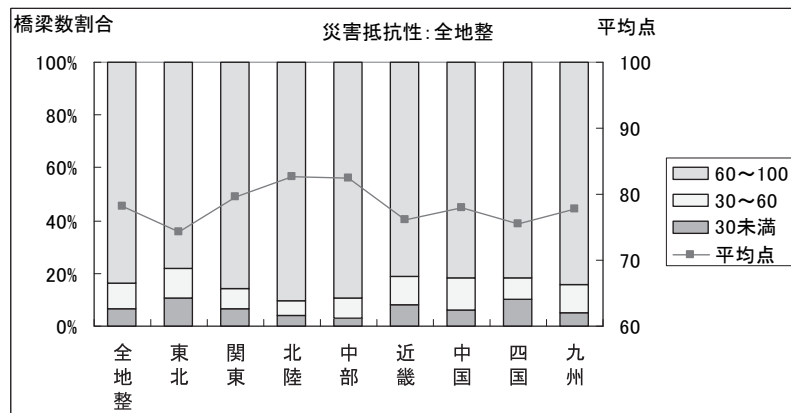
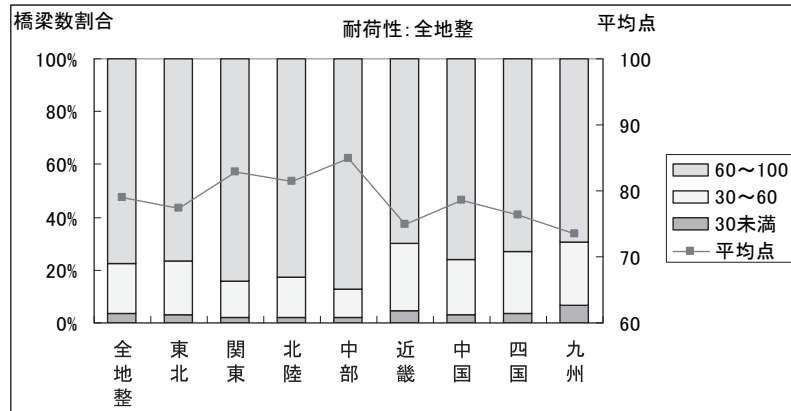
橋脚は、柱部・壁部、梁部、隅角部・接合部の判定区分のうち、最も悪い判定のものを、橋台は胸壁、縦壁、翼壁の判定区分のうち、最も悪い判定のものを当該部材の判定区分とした。

対策判定区分	判定の内容
E1	橋梁構造の安全性の観点から、緊急対応の必要がある。
E2	その他、緊急対応の必要がある。
C	速やかに補修等を行う必要がある。
S	詳細調査の必要がある。
M	維持工事に対応する必要がある。
B	状況に応じて補修を行う必要がある。
A	補修を行う必要がない。

3. 上下線が分離している橋梁は、上り線、下り線でそれぞれ 1 橋として集計した。

2. 道路橋の総合評価指標

①管理機関別



出典：橋梁定期点検結果をもとに、国土技術政策総合研究所にて算出。

算出方法は、国総研資料第488号「平成19年度道路構造物に関する基本データ集」の付録参照。

◆国総研資料第488号からの推移

直轄	対荷性				災害抵抗性				走行安全性				計
	30未満	30~60	60~100	平均点	30未満	30~60	60~100	平均点	30未満	30~60	60~100	平均点	
H19	614 3.9%	2,958 18.9%	12,077 77.2%	78.2	1,053 6.7%	1,575 10.1%	13,021 83.2%	77.7	833 5.3%	2,414 15.4%	12,402 79.3%	79.5	15,649
H20	615 3.4%	3,499 19.1%	14,228 77.6%	78.9	1,249 6.8%	1,727 9.4%	15,366 83.8%	78.2	803 4.4%	2,670 14.6%	14,869 81.1%	81.2	18,342
差	1 -0.6%	541 0.2%	2,151 0.4%	0.7	196 0.1%	152 -0.6%	2,345 0.6%	0.5	-30 -0.9%	256 -0.9%	2,467 1.8%	1.7	2,693

- ・点検の進展に伴い、2,693橋が新たに追加。
- ・最新点検が行われた橋梁は、最新点検の結果に更新。
- ・これらの結果、全体的な比率に大きな変化は認められない。
- ・ただし、走行安全性にわずかではあるものの指標値の向上が認められる。

1. 耐荷性 (橋)

	30未満	30～60	60～100	合計	平均点
全地整	615	3,499	14,228	18,342	78.9
東北	74	513	1,925	2,512	77.3
関東	54	361	2,169	2,584	82.8
北陸	28	232	1,240	1,500	81.5
中部	60	304	2,435	2,799	84.9
近畿	120	634	1,772	2,526	74.9
中国	80	563	2,011	2,654	78.6
四国	68	422	1,310	1,800	76.4
九州	131	470	1,366	1,967	73.5

2. 災害抵抗性 (橋)

	30未満	30～60	60～100	合計	平均点
全地整	1,249	1,727	15,366	18,342	78.2
東北	275	281	1,956	2,512	74.2
関東	170	198	2,216	2,584	79.5
北陸	61	85	1,354	1,500	82.8
中部	91	207	2,501	2,799	82.4
近畿	201	273	2,052	2,526	76.2
中国	166	324	2,164	2,654	77.9
四国	182	153	1,465	1,800	75.5
九州	103	206	1,658	1,967	77.8

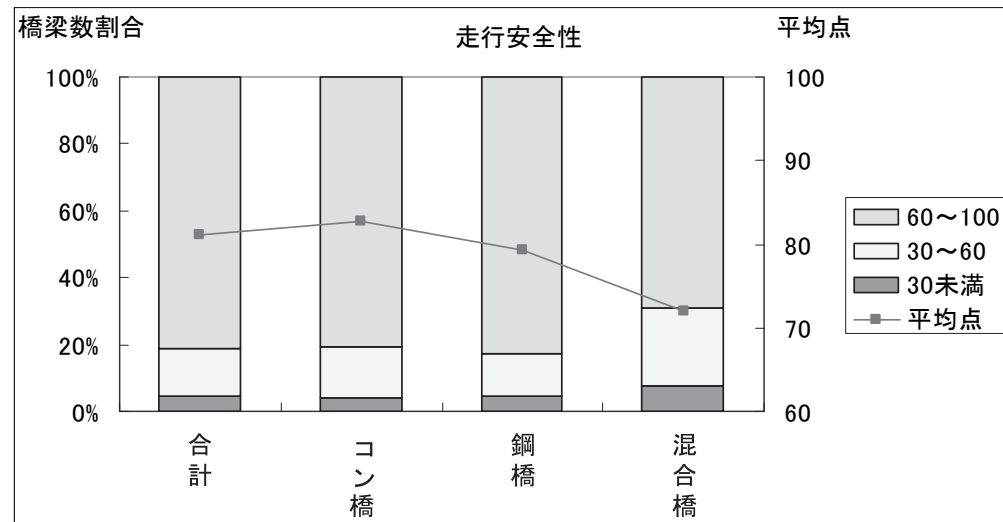
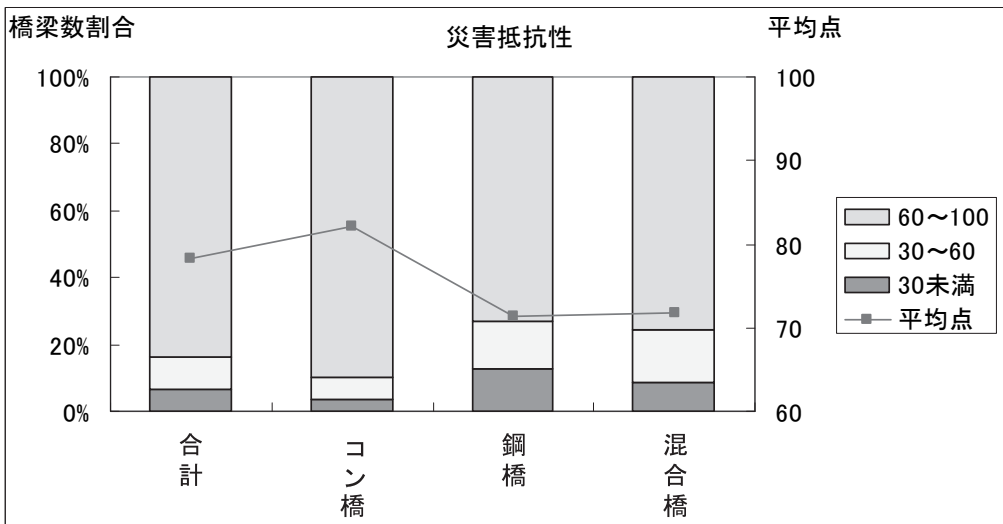
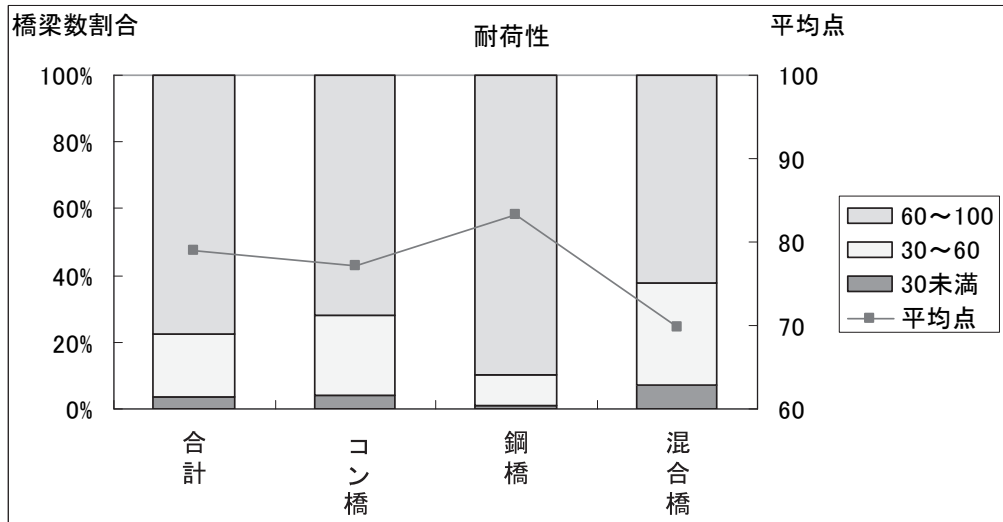
3. 走行安全性 (橋)

	30未満	30～60	60～100	合計	平均点
全地整	803	2,670	14,869	18,342	81.2
東北	176	432	1,904	2,512	75.8
関東	100	291	2,193	2,584	82.6
北陸	32	163	1,305	1,500	86.5
中部	97	409	2,293	2,799	81.7
近畿	108	422	1,996	2,526	80.2
中国	73	349	2,232	2,654	83.6
四国	65	223	1,512	1,800	84.2
九州	152	381	1,434	1,967	76.4

出典：橋梁定期点検結果をもとに、国土技術政策総合研究所にて算出。

算出方法は、国総研資料第488号「平成19年度道路構造物に関する基本データ集」の付録参照。

②上部工使用材料別



出典：橋梁定期点検果をもとに、国土技術政策総合研究所にて算出。

算出方法は、国総研資料第 488 号「平成 19 年度道路構造物に関する基本データ集」の付録参照。

1. 耐荷性 (橋)

	30未満	30～60	60～100	合計	平均点
合計	615	3,499	14,205	18,319	78.9
コン橋	494	2,737	8,345	11,576	77.2
鋼橋	73	561	5,447	6,081	83.2
混合橋	48	201	413	662	69.8

2. 災害抵抗性 (橋)

	30未満	30～60	60～100	合計	平均点
合計	1,249	1,727	15,343	18,319	78.2
コン橋	405	788	10,383	11,576	82.2
鋼橋	787	836	4,458	6,081	71.3
混合橋	57	103	502	662	71.7

3. 走行安全性 (橋)

	30未満	30～60	60～100	合計	平均点
合計	803	2,670	14,846	18,319	81.1
コン橋	481	1,731	9,364	11,576	82.7
鋼橋	271	785	5,025	6,081	79.3
混合橋	51	154	457	662	72.0

出典：橋梁定期点検結果をもとに、国土技術政策総合研究所にて算出。

算出方法は、国総研資料第488号「平成19年度道路構造物に関する基本データ集」の付録参照。